神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の見直し検討について

R3.5.24 第３回条例見直し検討会議

資料２　一部追記版

参考資料３

第１回～第２回検討会議も踏まえつつ、関連分野の近年の状況変化を踏まえた整理を改めて行った上で、見直しを検討する項目内容等について検討を行った。（詳細は次頁以降により説明）

（項目目次）

Ⅰ　神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p１

１　経緯と内容

（１）主な経緯

（２）条例の内容

２　ともに生きる社会かながわ憲章の策定等

３　条例についての検討

（１）共生社会の実現に向けたさらなる記述について

（２）条例・規則に取り込む内容の検討について

　　　ア　理念規程の追記の検討（第１条：目的）

　　イ　バリアフリーに関する教育や理解促進の一層の推進

Ⅱ　バリアフリー法の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p３

１　バリアフリー法の動向

２　バリアフリー法改正の要点

（１）共生社会の実現、心のバリアフリーに向けて

（２）施設の円滑な利用に関する課題認識から

３　条例への取り込みを検討する内容について

1. 法律と条例の共通する目的及び検討する内容について

　　　ア　共生社会の実現に向けて

　　　イ　施設の円滑な利用に向けて

Ⅲ　関連施策等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p５

１　県の関連施策について

２　国関連法令等

（１）バリアフリー法改正等の背景

（２）その他、関連施策等

３　条例についての検討

（１）情報アクセシビリティや災害時対応について

（２）認知症や発達障害への対応について

Ⅳ　その他（第３回会議を踏まえた追加項目）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p８

２

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の見直し検討について

　条例について、第１回～第２回検討会議も踏まえつつ、関連分野の近年の状況変化を踏まえた整理を改めて行った上で、見直しを検討する項目内容等について検討を行った。

Ⅰ　神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

１　経緯と内容

（１）主な経緯　（詳細は別添資料【第１回資料３－１】参照）

昭和56年「身体障害者等の利用を考慮した施設整備基準」を制定（県立施設が対象）

昭和57年「神奈川県だれもが住み良い福祉の街づくり推進指針」制定（民間施設等も対象）

昭和63年「神奈川県だれもが住み良い福祉の街づくり推進要綱」制定（事前協議の導入）

平成2年「神奈川県建築基準条例」制定（全国に先駆けて福祉的配慮の基準を盛り込む）

平成8年「神奈川県福祉の街づくり条例」制定（平成6年制定のハートビル法との整合性確保）

平成20年「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に改称（平成18年制定のバリアフリー

法委任規定の追加、整備基準見直し、バリアフリー法との整合性確保等

　　　　　　　　※主なもののみ。施行規則改正は省略

障がい者等の利用を考慮した施設整備基準から出発し、平成20年の条例改正では、名称を現在の条例名とし、バリアフリー法に基づく法委任規定を新設するとともに、ユニバーサルデザインの趣旨を踏まえて定義や責務、施策の基本方針の見直し等を行った。

具体的には、法委任規定として、特別特定建築物の追加等、建築物移動等円滑化基準の付加等、施行規則改正を行った。また、ユニバーサルデザインの趣旨を踏まえ、県民の責務として、障がい者等の移動及び施設等の利用を確保するために協力するよう努めること（第５条の２）や、県の施策推進にあたり障がい者の意見を反映することができるように措置を講ずること等を定めた。（第８条）

（２）条例の内容（詳細は別添資料【第１回資料３－１】参照）

* 条例では、施設等を障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めることで、「心豊かな福祉社会かながわ」の実現を目指すことを目的の一つとしており、具体的な内容としては、単体の建築物や道路等といった、点と線の整備に関するもの（公共的施設等の新築・増改築における整備基準による整備等）が実質の中心になっている。
* 現在、県では、公共的施設を整備する際の、各土木事務所等における事前協議制度の他、建築士等や一般県民等に向けた研修・普及啓発事業や、バリアフリーアドバイザーによる助言事業、障がい者等を含め関係団体等で構成する「バリアフリー街づくり県民会議」の取組み等により、ハード整備推進及び当事者参加による県民への普及啓発・意識高揚に努め、バリアフリーの街づくりを推進している。

２　ともに生きる社会かながわ憲章の策定等

* 平成28年、県立障がい者支援施設である津久井やまゆり園で大変痛ましい事件が発生した。県では、このような事件が二度と繰り返されないよう、改めて、「ともに生きる社会かながわ」を目指すために、県議会とともに、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定した。
* また、県では国連で採択されたＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）についても、その趣旨を踏まえた取組を進めている。
* 少子高齢化が進み、人口減少社会を迎えている現在、県では全国で一二を争うスピードで高齢化が進むなど、今後も移動に困難を抱える方の数は増加することが見込まれている。
* こうした現状において、ともに生きる社会かながわ憲章の策定等を踏まえ、条例の見直し検討を行う必要がある。

３　条例についての検討

1. 共生社会の実現に向けたさらなる記述について

条例では現在、主に第１条（目的）、第５条（県民の責務）、第７条（施策の基本方針）、第８条（障がい者等の意見の反映）において、誰もがその人らしく暮らせる共生社会やいわゆる「心のバリアフリー」(※１)、当事者参加等に関係する内容について触れている。

「ともに生きる社会かながわ憲章」の内容は、

・「あたたかい心をもってすべての人のいのちを大切にします」

・「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会（共生社会）を実現します」

・「障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します」

・「この憲章の実現に向けて県民総ぐるみで取り組みます」　である。

　　　憲章の「社会への参加」はいわゆる「障がいの社会モデル」の考え方を踏まえており、公共的施設の整備等を通して、障がい者等の移動の自由や社会参加を図る本条例でも、現在、県民に対して、障がい者等の移動及び施設の適切な利用確保のための協力（第５条の２）や、事業者にその管理する施設を障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮し整備すること（第４条の２）を求めている。

憲章のめざす共生社会の理念については、条例でも明確化する必要があると考えられ、条例への理念規定の追記等について検討したい。

（２）条例・規則に取り込む内容の検討について

　　ア　理念規定の追記の検討（第１条：目的）

イ　バリアフリーに関する教育や理解促進の一層の推進

　　　　　第５条（県民の責務）、第７条（施策の基本方針）、第８条（障がい者等の意見の反映）に基づく県民へのバリアフリー教育の充実を図ること（※２）や、理念規定の追記検討と合わせた検討を行う。

参考：「神奈川県障がい者計画」においては、計画分野の一つ「社会参加への環境づくり」を、憲章の３つ目に係る取組として位置付け、障がい者に配慮したまちづくり、障がい特性に応じた意思疎通支援、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化や、心のバリアフリー等の各構成事業を位置付けている。

※１：ＵＤ2020行動計画における考え方「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り支え合うこと」を念頭におく。なお、そのためには、一人ひとりが具体的な行動を起こし継続することが必要であり、体現のためのポイントは、①障害の社会モデルの理解 ②差別的取扱等の差別を行わないこと　③多様な他者とコミュニケーションを取る力や全ての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと　とされている。

　　※２：バリアフリー教育の充実に際しては、ＵＤ2020行動計画における「心のバリアフリー」の適切な理解を踏まえる必要がある。

Ⅱ　バリアフリー法の動向

１　バリアフリー法の動向

* 国においては、平成26年の障害者権利条約批准や、平成28年の障害者差別解消法施行、平成29年のＵＤ2020行動計画の取りまとめ等、関連法令整備や施策が進む中で、バリアフリー法についても見直し検討が行われ、社会参画の拡大の推進、地域連携の強化、ハード・ソフト一体となった取組の推進といった観点等を踏まえて、平成30年、令和２年に法改正が行われた。

２　バリアフリー法改正の要点

一連のバリアフリー法の改正においては、

（１）共生社会の実現、心のバリアフリーに向けて、

　　　・理念規定を設けて共生社会の実現を明確化、　・国及び国民の責務に、障がい者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を追記して心のバリアフリーを推進、　・市町村の作成する基本構想メニューにて住民や学校における教育の推進

（２）施設の円滑な利用に関する課題認識から、

　・施設等の適正な利用の推進を国・地方公共団体・国民・事業者等の責務に追記

　・公共交通事業者等に、鉄道駅等、施設利用の際の役務の提供を義務化（ソフト基準適合義務）

　　　など、共生社会の実現に向けた理念や心のバリアフリー、また、それらに係る施策など、ソフト対策等の強化が図られた。

※この他、・公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進（乗降介助・職員研修・計画作成等）・面的なバリアフリー化に向けて地域における取組強化（市町村のマスタープラン制度）等

３　条例への取込みを検討する内容について

1. 法律と条例の共通する目的及び検討する内容について

法律と条例は、それぞれ関連しつつも独立の内容となっているが、バリアフリー化の推進による「共生社会」の実現という最終的な目的は共通しており、今般の法改正の考え方や要点を踏まえて、条例に取り込む内容の有無の検討を行う。

ア　共生社会の実現に向けて

条例見直しにおいて検討する予定の、理念規定の追記や、バリアフリーに関する教育や理解促進の一層の推進については、上記におけるバリアフリー法改正の趣旨とも整合しており、条例及び施策において検討すべき内容と考える。

イ　施設の円滑な利用に向けて

条例では既に、県民・事業者等に対して、安全・快適な利用への協力や配慮した整備等が努力義務となっているが、「施設の円滑な利用のための支援の提供」という観点から、条例への追記の必要性も含め、望ましい対応について規則に基づく整備のガイドブックへの記載を検討する。（第４条の２、第５条の２等）

また、公共的施設整備の事前協議の際、事業者が書面提出する内容に、ハード面の施設整備を補うために、その施設の管理運営に当たって提供しようとしている支援や配慮の内容を追加して記載することを検討する。（※）

※　ハードとソフトを組み合わせて一体となった計画の提出を行い、相互補完により、より実効性のあるバリアフリー化を図る。

参考：平成29年の規則改正では、視覚障害者誘導用ブロックの敷設について、「建築物の直接屋外に通ずる主要な出入口から建築物の案内所までの区間について、200平方メートル未満の建築物であって、案内所の職員等から当該出入口が容易に視認でき、職員等による誘導がある場合は、視覚障害者誘導用ブロックの敷設を義務付けないものとする」との例外規定を追加した。なお、この規定により視覚障害者誘導用ブロックを敷設しない場合は、事前協議をする際に添付する適合状況項目表の備考欄に、視認方法や誘導方法を明記することとしている。

Ⅲ　関連施策等の状況

１　県の関連施策等について

　　見直し検討に際して、関連施策については、概ね次のような状況がある。

〇　ともに生きる社会かながわ憲章（平成28年）【再掲】

津久井やまゆり園における事件を受け、改めて「ともに生きる社会かながわ」を目指すために策定。共生社会の実現に向けた理念を掲げている。

　〇　かながわＳＤＧｓ取組方針（平成30年）【再掲】

国連の「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」に合わせた県の取組方針として作成し、テーマの一つとして「ともに生きる社会づくり」を位置付けている。

〇　かながわ障がい者計画（令和元年）【再掲】

障がい者の自立及び社会参加支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定。主な分野の一つとして「社会参加への環境づくり」を掲げ、移動しやすい環境の整備等、アクセシビリティに配慮した施設・製品等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの推進、情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実、防災対策の充実等について推進し、障がい者の社会参加への環境づくりを進めている。

〇　また、かながわ高齢者保健福祉計画や神奈川県地域福祉支援計画においてもバリアフリー施策の位置付けを行っている他、かながわ高齢者保健福祉計画では認知症施策等を総合的に推進している。

　〇　かながわ都市マスタープラン（平成19年）

都市づくりの基幹的な計画として策定。部門別の方針の一つとして「市街地整備の方針」を掲げ、高齢者や障がい者等にとって身近な日常生活圏における段差のない幅広歩道の整備や、バス停・駅前広場・駅舎等のバリアフリー化、歩行者専用道路、歩車共存道路や交通安全施設の整備等、安全な移動空間のネットワークづくり、また利用しやすい公園整備等を進めることとし、持続可能な都市づくりを推進している。

〇　なお、災害時の要配慮者への対応については、災害対策基本法に基づく事項として各市町村が実施しているが、県では神奈川県地域防災計画を策定し、関連する各課と連携して市町村支援を行っている。

　〇　この他、読書バリアフリー法を踏まえた学校・図書館等における取組みや、障がい者差別解消法に基づく合理的配慮、情報アクセシビリティの推進等も実施されているところ

２　国関連法令等（参考：別添）

1. バリアフリー法改正等の背景

　　ア　障害者の権利に関する条約（平成26年）【再掲】

イ　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（平成28年）【再掲】

ウ　ユニバーサルデザイン2020行動計画の取りまとめ（平成29年）【再掲】

1. その他、関連施策等

　　ア　ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年）

　　イ　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

　　ウ　障がい者の生涯学習の推進等（生涯学習、文化芸術、スポーツ等、文部科学省の「障害者学習支援推進室」が中心となった取組）　等

※　バリアフリー法改正でも公立小中学校が基準適合義務対象施設へ追加されるなど、近年の全体的な傾向として、学校や教育施設の整備への視野が広がってきている様子が窺える。

エ　SDGs（持続可能な開発目標）【再掲】

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（平成27年国連サミットで採択）に記載された国際目標。保健や都市、不平等など17のゴールで構成され、前文に「誰一人取り残さないことを誓う」とあり、ユニバーサルデザインと共通する理念にもとづくものであると言える。

３　条例についての検討

検討会議では、聴覚障がい者や視覚障がい者の情報バリアフリー、情報アクセシビリティや、災害時対応の必要性等についてご意見をいただいた。また、認知症や発達障がいへの対応の必要性等についてもご意見をいただいたところである。

当事者の方々が安心して街に出たり、行動していくためには、さまざまな情報へのアクセシビリティやユーザビリティを高めていくことが求められており、施策としては、障がい者施策や災害対策、また情報化施策や高齢者施策として対応していく内容が多いと考えているが、条例においては、公共的施設の整備や利用に関して必要となる内容等について、可能な検討を行うこととしたい。具体的には、

〇　情報アクセシビリティや、災害時対応に関して

　　　　情報を「受け取る」「理解する」「伝える」の各段階において障がいのある人がいることを理解したうえで、そうした人が排除されないような情報保障が必要とされる。

そうした観点を踏まえつつ、公共的施設の整備や利用に際して、用意することが望ましい情報設備や、災害時に円滑な避難誘導・情報提供が可能な設備について、整備ガイドブックへの掲載検討等を行う。（情報関係設備や避難設備における望ましい水準等の再検討）

〇　また、課題として挙げられた情報バリアフリー等の事項を含め、施設の円滑な利用に向けて、必要な設備の利用及びそのための支援の提供が円滑になされるよう、条例への追記の必要性も含め、整備ガイドブックへの記載等を検討する。（第４条の２、第５条の２等）

　　〇　認知症や発達障がいへの対応について、現在、整備ガイドブックにおいては、高齢や障がいなどの各特性に応じて求められる配慮や整備において留意すべき事項を掲載しており、内容の加筆・追記を検討する。

　※　条例の検討にあたってはアクセシビリティやユーザビリティの重要性を意識するとともに、整備基準やガイドブックの検討においても考えていく。

* その他、必要に応じ、条例等において、関係法令の改正に伴う規定の整理等を行うことを検討する。

障がいや高齢、災害、情報等といった個別の県関連施策の所管課への働きかけ（関連部署との連携）や、本条例・整備基準にとどまらず、施設整備にあたり留意すべき事項の整備ガイドブックへの掲載（マニュアルの充実）、市町村におけるバリアフリー基本構想などへの働きかけ（市町村施策への展開）等により、県内における望ましいバリアフリーの街づくりに向けて、関係機関と連携して一体的・総合的な推進を図っていく。

Ⅳ　その他（第３回会議を踏まえた追加項目）

〇　設計段階における工夫など、好事例の共有等

たとえば、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設における触地図での確認など、施設整備の調査や設計段階から当事者が参画することは効果的なバリアフリー化や当事者参加という点からも重要である。

ガイドブックにおいては、こうした優良事例・推奨例など、条例の理念に基づく取組の誘導が図られるような、さまざまな具体例や示唆を挙げていくことを検討する。

（例：逗子市や茅ケ崎市の、計画段階からの当事者参画による公共的施設検討、調布市の触地図の例等。また、駅周辺等でのバリアフリー診断の実施等）